

水道料金改定後の 状況について

令和2年4月 水道料金改定をさせていただきました。

▶ 改定の概要

- ・用途別から口径別へ変更
- ・基本水量を10m³から6m³へ変更
- ・従量料金区画の増
- ・改定率 12%（対平成30年度調定比）

▶ 改定に伴う経過措置

- ・4月・5月は3月分を含むため経過措置として旧料金にて請求
- ・改定後料金での請求は6月検針分から

※新型コロナウイルス感染症対策の水道基本料金免除期間（資料3参照）があり、全額請求は10月検針分の11月調定からとなっております。

▶ 改定に伴う減径処置

- ・口径25mm以上が大幅改定となることから、一般用対象者には申請書を送付し、希望者には減径をしております。（事業者には、ホームページにて広報中）

改定前後の調定額の比較

調定月	調定額	コロナ対策額	R2合計	R1	比較
R2.4	106,856,139		106,856,139	106,671,384	0%
R2.5	105,339,302		105,339,302	104,743,740	1%
R2.6	115,147,775		115,147,775	110,032,459	5%
R2.7	69,973,794	47,917,250	117,891,044	108,038,200	9%
R2.8	73,172,504	48,845,825	122,018,329	108,591,908	12%
R2.9	70,941,867	47,866,475	118,808,342	107,132,390	11%
R2.10	73,761,053	48,804,750	122,565,803	107,496,582	14%
合計	615,192,434	193,434,300	808,626,734	752,706,663	7%

※コロナ対策額：4か月間基本料金免除のための一般会計からの繰入額

※時点：10月末現在 今後の状況によって調定増減が発生します

料金改定に伴う減径の実施について

従前の口径	25mm (一般用)	25mm (業務用)	40mm	50mm	75mm	100mm	合計
対象件数	103	157	62	24	1	1	348
申請件数	59	5	6	4	0	0	74
申請割合	57%	3%	10%	17%	0%	0%	21%

※対象：年平均使用水量で比較し、改定後に口径25mmで25%、口径40mm以上で35%以上料金が上昇する使用者
(口径40mm以上の対象はすべて業務用)

※申請期間：令和2年12月28日まで

※効果：減径により基本料金が1段階低い額となることから、改定後の急激な料金上昇を抑制
(申請の翌検針から減径後の基本料金にて請求しています)

※集計時点：10月末現在